



職建港発第1226001号
平成14年12月26日

(社) 全国中小建設業協会

会長 樋口 吾一 殿

厚生労働省職業安定局
建設・港湾対策室長

建設業労働移動支援助成金の支給要件緩和及び特例措置の創設に係る
周知等について（依頼）

建設労働行政の推進につきましては、平素より、種々の御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、厳しい雇用失業情勢の中、離職を余儀なくされる労働者の円滑な労働移動をより効果的に支援するとともに、離職者の再就職機会を確保することが重要課題となっております。

このため、厚生労働省といたしましては、平成13年12月に建設業労働移動支援助成金を創設し、建設業界内の円滑な労働移動と業界全体としての人材確保に努めているところでありますが、不良債権処理の加速等により、今後、さらに厳しい状況に直面することが懸念されることから、別紙のとおり、支給要件の緩和措置を行うとともに、不良債権処理の影響により、雇用調整を余儀なくされる事業主からの離職者の円滑な労働移動を推進するための特例措置を設けたところであります。

つきましては、貴職におかれましても、当該支給要件の緩和措置及び特例措置の趣旨及び内容をご理解いただくとともに、貴下の会員に周知下さいますよう、よろしくお願ひいたします。

建設業労働移動支援助成金の支給要件緩和及び特例措置の創設

1 趣 旨

離職を余儀なくされた建設業労働者の円滑な労働移動等をより促進するため、建設業労働移動支援助成金(参考1参照)の支給要件を緩和し、一層活用しやすいものとともに、不良債権処理の影響により、雇用調整を余儀なくされる事業主からの離職者の円滑な労働移動を推進するため、特例措置を設けるものとする。

2 概 要

(1) 支給要件の緩和（平成14年12月16日施行）

① 雇入れ期間に係る支給要件の緩和

離職から再就職までの期間に係る要件について、「離職の日の翌日から起算して7日を経過する日まで」としていたものを、「3ヶ月を経過する日まで」とする。

② 講習開始期限に係る支給要件の緩和

再就職から講習開始までの期間に係る要件について、「再就職した日から起算して1ヶ月以内に講習を開始すること」としていたものを、「3ヶ月以内に講習を開始すること」とする。

(2) 特例措置（平成14年12月20日施行）

「雇用調整方針」（最近における金融情勢の変化により離職等を余儀なくされる労働者に関し職業安定局長の定めるところにより作成される方針（参考2参照））の対象となる労働者の離職から再就職までの期間に係る要件については、当分の間、「離職の日の翌日から3ヶ月を経過する日まで」としているものを、「6ヶ月を経過する日まで」とする特例措置を設ける。